

雇用関係の確認書類について

マイナンバー法等の一部改正法（令和5年法律第48号）により、令和6年(2024年)12月2日以降、健康保険被保険者証の新規発行が行われないことから、健康保険被保険者証での雇用関係の確認は令和7年(2025年)12月1日までとします。

令和7年(2025年)11月10日以降に公告する案件の事後審査において、健康保険被保険者証での雇用関係の確認は不可とします。

雇用関係の確認に当たっては、次に掲げるいずれかの書類の写しを提出してください。

- 1 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- 2 健康保険被保険者標準報酬決定通知書
- 3 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書
- 4 監理技術者証（建設工事のみ）
- 5 その他必要事項の確認ができるもの

※提出に当たり、引き続き3か月以上の雇用関係が確認できることに御留意ください。

【問合せ先】 つくば市総務部契約検査課 入札管理係

☎ : 029-883-1111

✉ : fnc061@city.tsukuba.lg.jp